

歯科医師臨床研修の協力型臨床研修施設指定基準について

本院の歯科医師臨床研修にご参画いただく施設については、指定基準上『協力型臨床研修施設』に該当しますので、以下、厚生労働省が定めております協力型臨床研修施設の指定基準について、抜粋・要約しておりますので、ご参考ください。

<協力型臨床研修施設の指定基準（抜粋・要約）>

(1) 施設、人員等の基準について

- ① **常に勤務する歯科医師が2名以上**であり、**指導歯科医を常勤で置くこと**。なお、常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め、当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいいます。
- ② 医療法施行令第5条の11第1項第2号に掲げる**歯科**又は**歯科口腔外科**を標榜していること。
- ③ 当該医療機関の開設歴が**3年以上**であること。
- ④ **診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む。）が適当数（おおむね常に勤務する歯科医師と同数又は当該年度に募集する研修歯科医と同数）確保されていること**。また、歯科衛生士を1人以上置くこと。（なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること。）
- ⑤ 医療安全のための体制が整備されていること。

→**医療に係る安全管理を行う者（「安全管理者」**・医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、当該施設内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識向上や指導等の業務を行う者）**を配置すること。**

また、安全管理者は、医師・歯科医師・薬剤師・看護師又は歯科衛生士のうちのいずれかの資格を有しており、医療安全に関する必要な知識を有している者であること。

→患者からの相談に適切に応じる体制を確保するように努めること。**施設内に、患者相談窓口または意見箱等を常設し、患者等からの苦情や相談に応じられる体制を確保することに努めること。**

ア) 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。

イ) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱い、相

談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。

- ⑥ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
→病歴管理者が選任されており、診療に関する諸記録（診療録、診療日誌、処方せん、エックス線写真、紹介状など）の管理が適性になされていること。
- ⑦ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
→臨床研修に実施に関し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、歯科用エックス線装置、パノラマエックス線装置、オートクレーブ、超音波歯石除去器、生体モニター、口腔内画像システム、吸入鎮静装置など）のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、原則としてインターネットが利用できる環境（Medline 等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されているものであること。
- ⑧ 受け入れ研修歯科医数が、指導歯科医の2倍を超えないこと。
(指導歯科医数 × 2 ≥ 受け入れ研修歯科医数)

(2) 研修歯科医の処遇、採用等に関する基準

- ① 勤務形態、研修手当等研修歯科医の処遇は、研修歯科医が研修に専念できる内容であり、その内容が公表されていること。（研修歯科医の労働者性に鑑み、最低賃金、休暇、社会保険、労働保険など、労働基準法等に定められた各種の基準を満たすこととされています。）
- ② 公表された内容のとおり研修歯科医が処遇されていること。